

福岡県債権回収業務委託仕様書

本書は、福岡県が実施する未収金回収業務委託について、仕様を定めるものであり、以下本文中「福岡県」を甲、「受託者」を乙という。

I 委託する業務

1 債権管理回収業務

(1) 甲が乙へ委託する債権は、次に掲げる債権とする。

①原爆被爆者手当

原爆被爆者の死亡により生じた過払い金

- ・ 所管課：福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
- ・ 対象者：原爆被爆者の親族
- ・ 委託対象滞納債権数：3件
- ・ 委託対象金額：379千円

②介護福祉士等修学資金貸付金

介護福祉士等の養成及び確保を目的とした、介護福祉士養成施設等の学生に対する修学資金の貸付金

- ・ 所管課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
- ・ 対象者：最終償還日から、2年以上経過した者
- ・ 委託対象滞納債権数：16件
- ・ 委託対象総額：561千円

③新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）

令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症に係る支援金の実績報告に基づく返還金

- ・ 所管課：福岡県保健医療介護部介護保険課
- ・ 対象者：2法人
- ・ 委託対象滞納債権数：2件
- ・ 委託対象総額：453千円

④心身障がい者扶養共済費

心身扶養共済制度加入者掛金未納付及び年金受給者過払い金の返還

- ・ 所管課：福岡県福祉労働部障がい福祉課
- ・ 対象者：最終償還日から、2年以上経過した者

- ・委託対象滞納債権数：90件
- ・委託対象総額：26,791千円

⑤生活保護費返還金

不実の申請や不正な手段により生活保護費の受け過払いとなった返還金

- ・所管課：福岡県福祉労働部保護・援護課
- ・対象者：保護廃止済、かつ最終償還日から、2年以上経過した者
- ・委託対象滞納債権数：730件
- ・委託対象金額：151,663千円

⑥岩崎橋高欄破損補修工事代金返還金

県が所管する施設（橋、ガードレール等）の破損に係る損害賠償金

- ・所管課：福岡県県土整備部道路維持課
- ・対象者：1名
- ・委託対象滞納債権数：22件
- ・委託対象総額：1,005千円

⑦工事請負契約解除に伴う前払余剰金返還利息

主要地方道吉富本耶馬溪線 道路改良（3工区）工事請負契約（H20年度）及び沖端川 出の橋 取付道路（1工区）工事請負契約（H28年度）の契約解除に伴う前払余剰金返還利息

- ・所管課：福岡県県土整備部道路建設課
- ・対象者：2法人
- ・委託対象滞納債権数：2件
- ・委託対象金額：399千円

⑧工事請負契約解除に伴う違約金

山田川河道掘削工事契約（H25年度）の契約解除に伴う違約金

- ・所管課：福岡県県土整備部河川管理課
- ・対象者：1名
- ・委託対象滞納債権数：1件
- ・委託対象金額：328千円

⑨工事請負契約解除に伴う前払余剰金返還利息

八女農業高校南棟大規模改造機械設備工事契約（H16年度）及び青豊高校農業用倉庫電気設備工事契約（H18年度）の契約解除に伴う前払余剰金

返還利息

- ・ 所管課：福岡県建築都市総務課
- ・ 対象者：2 法人
- ・ 委託対象滞納債権数：2 件
- ・ 委託対象金額：2 3 4 千円

⑩高等学校定時制課程及び通信制過程修学奨励金貸付金

勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育機会均等を保障することを目的として行った貸付金

- ・ 所管課：福岡県教育委員会高校教育課
- ・ 対象者：中途退学等により返還が生じた者
- ・ 委託対象滞納債権数：2 2 件
- ・ 委託対象総額：2, 0 8 4 千円

⑪平成 29 年度退職手当返納金

H30 年 12 月に懲戒処分を行った職員に対する退職手当返納金

- ・ 所管課：福岡県企業局管理課
- ・ 対象者：退職手当を支給した元職員
- ・ 委託対象滞納債権数：1 件
- ・ 委託対象金額：2, 3 2 0 千円

⑫工事請負契約解除に伴う前払余剰金返還利息

新松山工業配水管延伸工事契約（H30 年度）の契約解除に伴う前払余剰金返還利息

- ・ 所管課：福岡県企業局管理課
- ・ 対象者：1 法人
- ・ 委託対象滞納債権数：1 件
- ・ 委託対象金額：1 1 5 千円

⑬上記以外の債権追加については随時個別協議とする。

※記載している金額及び件数は、現時点のものであり、詳細は各債権所管課との協議において決定する。

（2）乙が実施する主な業務は、次のとおりとする。

①文書・電話による催告及び交渉

- ②集金業務
- ③連絡先不明の債務者の調査
- ④訪問調査（居住確認調査）
- ⑤債務者ごとの回収方針の策定
- ⑥債務者の経済状況を考慮した新たな償還計画の作成支援
 - ※計画の策定にあたっては、各債権所管課と協議し、承認を受けること
- ⑦滞納者との納付相談
- ⑧法的手続の実施（甲からの指示があった場合）
 - なお、（１）に記した各債権所管課との契約締結の協議において、業務内容を一部変更する場合がある。

2 未収金回収にかかる報告業務

乙は、甲に対し各月の回収結果を報告する。また、甲の要請により、債務者の個別状況を報告する。

3 収納した未収金の甲への払込業務

乙は、当月回収した金銭を支払期日までに、甲が発行する現金払込書により納付する。なお、期日は、１－（１）に記した各債権所管課との契約協議時に指定することとする。

4 甲への助言業務

具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ①甲への定期訪問
- ②債権回収結果の報告
- ③受託債権について今後の見通し報告
- ④異業種の回収スキーム紹介及び業界に関する情報提供

II その他

1 業務従事者の配置

乙は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

2 窓口担当者の届出

乙は、本業務委託の実施にあたり、甲との連絡窓口となる担当者を配置すること。

連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、甲から業務の実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

3 委託対象債権にかかる収納情報の通知

甲は、過去に甲が発行した納付書により収納があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。

4 留意すべき事項

(1) 守秘義務

業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示漏えいしてはならない。

(2) 再委託の原則禁止

業務の実施にあたり、書面による県の承諾がある場合を除き、再委託は認めない。

(3) 苦情処理

委託業務に関する苦情は、受託者において対応する。

(4) 法令遵守

受託者として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権回収業に関する特別措置法、弁護士法、貸金業法、県条例等を遵守すること。

(5) 安全確保及び損害賠償

受託者は安全の確保に万全を期すること。

業務の実施にあたり、受託者が損害を受けても、県は保証しないこと。

受託者は、県、債務者又は第三者に損害を与えないよう注意すること。

受託者の故意又は過失により県、債務者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに県に報告するとともに、受託者がその損害を賠償すること。

(6) 書類の保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

(7) 検査

県は委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を行うことができる。

県は、委託業務終了後速やかに完了検査を実施する。

(8) 契約解除の条件

県、受託者いずれにも契約解除権を設定する。その要件については、1-(1)に記した各債権所管課との契約協議時に、契約書上に定めることとする。

(予算の減額又は削除による場合など)